

塩竈市議会一般会議報告書

令和2年7月29日

塩竈市議会議長 伊藤博章 殿

塩竈市議会事務局長 

開催日時	令和2年7月17日（金）午後1時30分～2時23分
開催場所	塩竈市役所3階北側委員会室
会議の議題	国民健康保険財政調整交付金の「子ども被保険者分」を活用した子どもに関わる均等割の減免制度創設を求める請願について
出席議員名	塩竈市議会 民生常任委員会 委員長 阿部 かほる 副委員長 辻 畑 めぐみ 委員 西村 勝男 委員 小野 幸男 委員 伊藤 博章 委員 小高 洋 塩竈市議会 副議長 曾我 ミヨ
参加関係団体等名	塩釜市の国保を良くする会 会長 虎川 太郎 会員 鈴木 正義 会員 松川 健一 会員 高橋 輝美 会員 伊藤 恵 会員 高橋 健太 会員 神倉 功
参加団体等の人数	7人
傍聴人数	3人
発言者名	主な発言要旨等
	1. 挨拶 開会に先立ち、議長より挨拶があった。 2. 座長選出 阿部かほる 民生常任委員会委員長を座長に選出した。 3. 開会 座長より、開会が宣言された。

小野委員	<p>4. 出席者紹介 虎川会長より、塩釜市の国保を良くする会の出席者の紹介が行われた。 座長より、塩竈市議会民生常任委員会委員及び副議長の紹介を行った。</p> <p>5. ご挨拶 虎川会長より挨拶があった。</p> <p>6. 意見交換 意見交換に先立ち、座長より議題となっている請願の審査経過及び、一般会議開催の経緯等の説明を行った。 また、意見交換の方法をフリートーク形式とすることについて出席者にお諮りし、異議が無かったため、意見交換の方法をフリートーク形式と決定した。 さらに、虎川会長より塩釜市の国保を良くする会より資料を配布したい旨の申し出が行われ、座長が出席者に諮り、異議が無かったため、資料の配布を許可した。塩釜市の国保を良くする会伊藤氏より資料の説明、虎川会長より補足説明が行われた。</p> <p>この請願は、特別調整交付金を活用した均等割の減免制度を本市においても創設することを求めるものである。 令和2年度の本市の交付額は約400万円と試算され、これは、本来、市が県に納付すべき納付金と相殺され、交付額を差し引いた金額を納付するという仕組みであると聞いている。 この特別調整交付金は、20歳未満の被保険者数が多くなると医療費が増加することから、その緩和策として創設されたもので、名称として「子ども被保険者分」となっているが、保険者全体の医療費の増加に対する緩和策が交付の趣旨であると捉えている。 願意については、理解するが、本市独自での制度創設は困難なのではないかと考える。 令和2年5月に内閣府において策定された少子化社会対策大綱の中で、子どもの数に応じて国民健康保険税の負担軽減を行う地方公共団体への支援を着実に実施していくという旨も記載されており、国においてもきちんと検討していると認識し</p>
------	---

<p>神倉会員</p>	<p>ている。</p> <p>このような国の動向を見定めた上で、制度の創設を考えていくことや、国に対して制度の創設を求めていくことも一つの手段ではないか。</p> <p>県の社会保障推進協議会というのがあり、本市を含め社保協キャラバンを開催している。昨年度もこのテーマについて県内の自治体と懇談を行い、私もその半数くらいに参加している。</p> <p>懇談の中では、子ども医療費無料化の拡充に対する支援と捉え、整理しているという意見なども多くあり、一つの見識であると考えているが、この制度の趣旨は、子どもの保険料に係る均等割部分に直接的に減額できる仕組みとして作られているので、その趣旨から言えば、給付の部分ではなく、保険料の部分に反映させていくのがその趣旨ではないかという話をさせていただいている。</p> <p>この請願の趣旨は、保険料の軽減に関する国の支援制度が拡充され、これまで交付されていなかった自治体にも交付されるようになったので、それを活用し、本市の子供に係る保険料の均等割部分に反映させるという非常にシンプルなものである。</p> <p>また、この件については、社保協キャラバンで1月に県の国保課長と懇談を行った際にも、「本来であれば、国や県が制度化する等し、自治体間競争につながるような施策を良くないのではないか。」と申し上げたところ、「国や県では、制度化することが財源的にも困難であり、交付額を増やし、各自治体に活用いただければ。」という趣旨であった。</p> <p>国や県に制度の創設を要望するという取組は大切な取組であるので、議会が意見書等を提出するというのであれば、是非応援したいと考えている。しかしながら、今回の請願の趣旨については、冒頭申し上げたとおりシンプルなものである。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>そもそもこの交付金は平均値を超える自治体に対し、子どもの医療費が高止まりになるため、保険料が高くなってしまふことを全国的に調整するために特別調整交付金が交付されていたものである。平成 30 年に仙台市を含む平均以下の自治体に対して 100 億円が増額されたことにより本市も交付対象となった。</p> <p>仙台市では、低所得世帯減免の交付金と子ども被保険者分の</p>

交付金を活用し、市の持ち出しはほぼ行わずに均等割保険料の3割の減免を実施したと確認している。

国の特別調整交付金の拡充に伴う子ども被保険者分の交付金を見越した上で、本市では、多くの被保険者の方々に影響が出るように平成30年に平均11.04%の引き下げを実施しており、令和2年度まで3か年の事業計画を作っている。今後のことは、提出いただいた資料にも記載のとおり本市としては令和3年度の税率の見直しに合わせて、検討していくとの考えである。

この請願が出されたときには、現在、国でも子供の均等割については、社会で子供を育てるということを前提に新たな制度を創設しようとする動きもあるので、そのようなことを踏まえ、できれば国に対して減免制度創設を求める意見書という形にならないかとお願いしたところである。本市では、すでに、国民健康保険財政調整交付金の「子ども被保険者分」を活用しているので原理原則で言えば、この請願は不採択にするしかないので、全会一致できるような意見書を出せないかという経過があったことをご説明申し上げる。

その上で、本日の一般会議では、請願者の皆様のご意見を聞かせていただければと思っているし、議員の皆様もこの請願の趣旨に反対する方はいないと思っている。ただ、市や国に求めるに当たっても、責任を持ちきちんと勉強して議会としての知見を集めた上で求めたいと考えたことから本日の一般会議を開催する運びとなったものである。

私どもの意見としては、単純であり、令和2年度分までは、すでに、国民健康保険財政調整交付金の「子ども被保険者分」を間違いなく活用して国民健康保険税の軽減を行っている状況であるので、本市が何もしていないということではないので、そこだけのご理解いただきたい。出来れば意見書という形であれば、子供のいる被保険者に対する支援策を検討中の国に対しても議会として意見書を提出して、皆様方の思いをしっかりと伝え、出来れば令和3年度以降、実現できればと考えているところであるが、本市の国保会計を見る限りは、非常に苦しい状況になっている。被保険者数の減数に伴って国民健康保険税の収入見込みは令和6年度までどんどん減少している。

一方で、保険事業費が高止まりしている。これはやはり医療費が増加していることを一番危惧している。

基金残高も令和6年度には、ほぼ枯渇する見通しである。

神倉会員

国保運営が県一本化になったが各自治体が基金残高をどの程度残しておくべきかということ等は示されていない。

単年度で見れば黒字という見方は出来るが、それ以上に費用が出ており、結果的に基金を取り崩しながら運営を行っている状況である。

令和3年度は、宮城県では、ほぼ保険税（料）が上がるという見方が専らのものである。そのようなことも見据えながら所管委員会である民生常任委員会の皆様と議論して、市民の皆様の負担が増えないよう、共済保険や社会保険等の被保険者への配慮も含め、進めていきたいと考えている。

先ほども話したとおり、請願趣旨としては、国が財源の手当てをしているので、それを活用してわずかであっても減免制度を創設していただきたい。

「財政調整交付金の子ども被保険者分を活用して」という財源のところに反対されるのではなく、むしろ制度の創設を求めていることに重きを置いていただきたい。

また、この請願には、いつからということをあえて明示いたしてはいない。令和2年度中に創設して欲しいと求めているものではないし、平成30年度から県一本化され、規定では、3年に一度料率の見直しが行われることになっており、塩竈市が3か年を見越して計画を策定することについても理解できるものである。

いずれにしても、3年間で料率変更の手続きは発生すると思われるので、それに併せて制度が創設されれば、システム改修の費用も抑えられると考えてのことである。

その点を踏まえれば、議会として、意見の一致ができるのではないかと考える。

国や県に意見書を提出する取組というのは大変重要なことであると考えてるので、それを検討するということは素晴らしいことだとは考えるが、私どもの請願趣旨としては、とにかく国が財源の手当てをしているので、それを活用してわずかであっても減免制度を創設していただきたいということである。

さらに、議員が話されたように国でも様々な制度を創設する動きがあるようなので、もし、令和3年度から実施されるようなものであれば、より充実した形で子供均等割りの減免制度を作れると考えている。

ただ、議員それぞれの立場やいろいろな考え方もあるので、

<p>小高委員</p>	<p>どうしてもダメだということであれば、仕方ないという風に考えるが、ただ、基本的な考え方は一致されているようなので、趣旨を理解いただいて、ご賛同いただければと思っている。</p> <p>これまでの議論を聞くと請願者も議会も思いは同じなんだろうと捉えている。</p> <p>子育て世帯がおかれている現状を踏まえた上で、子育て世帯への支援という趣旨に反対するものではないという各議員の思いがあるものと考えている。</p> <p>一方で、国民健康保険財政調整交付金の考え方についても、その交付の趣旨や精算方法等についても議論が行われたが、そのような諸々のことを捉えても、この交付金の活用の仕方が細かに決まっているものではないという捉え方もできる。</p> <p>仙台市が交付金を活用し、減免制度を創設したことを捉えれば交付金の活用方法は交付趣旨に縛られるものではないと考える。</p> <p>本市の国保運営を見れば、基金残高の減少や県一本化が更に進む中で、来年度の国保の料率改定では、料率が引き上がることが言われている。</p> <p>子ども被保険者に対しての国による支援が検討されているという意見もあるが、私としては、来年度全体として保険料率が引きあがる見込みなのであれば、逆にそのような状況を踏まえて、請願の趣旨を生かした形で、全体としては保険料率が引き上がるが、置かれている状況を鑑みて、子育て世帯に対する支援を行うことはできるのではないかと考える。</p> <p>納付金との相殺による精算ではあるが、民生常任委員会として、来年度の料率の改定の際にせめて子供の部分について一定の検討をしてほしいという趣旨の意見書を提出するということについては一致出来ないということはないのではないかと考える。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>塩竈市に対して委員会が意見書を提出することは出来ない。決議という方法しかない。意見書と決議は違うものなので、こは、はっきりしておかないといけない。</p> <p>決議の方法では、議会の意思として、保険料を下げろと言わざるを得なくなる。</p> <p>意見書の方法であれば、国・県に対し、様々な事情を考慮し、出来たら実現して欲しいということも言えるのだろうと考え</p>

